

## 第二章 平和を求める 安全保障からケアへ

人間の安全保障？

前章でみたように、理性や意志によって具体的な生の可変性を克服しようとする主体は、近代主権国家の論理によって要請され、かつ他者性を許さない形で統合され、国民化されてきた。

じっさいに、国家暴力、とりわけ二〇世紀に入ってからハイテクノロジー化の下での圧倒的暴力の被害者であった各国民の国民は、国民化されることによって、その身体に負わされた傷を忘却させられてきた<sup>1</sup>。現在の国民の中にも存在しているはずの暴力の痕跡をなきことのようにして、国民に一体性が強制されている様子は、主体と国家に共通する主権の在り方に注目すれば、個の生成・育成時の他者への依存を忘却させられてきたのと、同じ論理構造をもっているといえるのではないか。つまり、自律的主体が不可避的に内包する裂け目や切断、さらには脆弱さを隠蔽しようという意志において、共通している。

他方で、傷つきやすく、じっさいに傷つけられてきた身体性の歴史の忘却に抗して、多くの人々が世界各地で小さな声を挙げ、歴史の脱国家化を求めてきたし、求めていることをわたしたちは知っている。

二〇世紀が終わろうとしていた 2000 年 12 月に東京で開催された「女性国際戦犯法廷」は、国家暴力に対して「正義」の審判を求め、市民たちが国境を越えて連帯した民間法廷であった。半世紀以上の沈黙を破り、国家の自己防衛・自己利益のために犠牲になった事実さえ伝えられずにいた女性たちが、国家の暴力は一人ひとりの豊かな人生を一様に奪い、自分自身の身体でさえ喜びを持って享受できないような傷を与えるということ、ときに言葉にならない声で語った[cf. 岡野 2002: esp. chap. 5]。旧日本軍従軍 慰安婦 にされた女性たちの存在は、国家は国民の生命・身体・財産を守るために存在する、という近代社会契約論以降のわたしたちの 思いこみ を打ち砕くに十分な証であった。

しかしながら、現在のわたしたちが目にしてしているのは、2001 年同時多発テロ以降、二〇世紀の犠牲からわたしたちが学べたはずの非暴力の思想や、国家暴力に基づく安全保障に対する根本的な疑念について、さらに深く思考を巡らせることなく、より多くの武力をもって恐怖の下に「平和」を築こうとする勢力の台頭である。そうした勢力は、他国の脅威を想起させることで、「現実的な」安全確保について語っているように見えながら、じつは、国家暴力こそが国民を含めた多くの人びとから命さえ奪ってきたという否定できない事実を目を閉ざしている点で、平和を構築するにはあまりにも非現実的で無謀である。

他方で、暴力を手段とした「国家安全保障 national security」に対して、九〇年代以降新しく「人間の安全保障」という概念が登場した。「人間の安全保障」とは、ひとびと・個

<sup>1</sup> ここで念頭においているのは、以下参照される、旧日本軍従軍 慰安婦 問題などに典型的に現れる、忘却の政治である。

人が「欠乏からの自由」と「恐怖からの自由」を求めることによって、その生を十全に活かしたい、善く生きたいという願望・希望がこめられた概念である。既存の国民国家システムを重視するのではなく、特定の場を占めながら生きざるを得ない個々のひとびとの生のあり方へと視点を移した「人間の安全保障」論は、しかしながら、国際社会の平和を構築するためには乗り越えるべき多くの困難を抱えている。

本章では、「人間の安全保障」という考えを批判的に鍛え上げるために、「人間の安全保障」論の抱える困難を、暴力と（国民的・国家的）政治とのあいだの密接な関係、もっと言えば両者の悪循環的な依存関係の中に見いだしてみたい。その後、暴力に依存してきた政治の力によって社会の周辺部に位置づけられ、国家暴力を受ける対象となりがちであった女性たちの経験とケアの倫理から、暴力と政治の依存関係や凭れあいを拒絶し、暴力の連鎖を断ち切る新しい平和論を導き出してみたい。

なお本論に入る前に、安全保障 security という概念について、一言触れておきたい。安全保障という考え方は、その語源である se-curus（気遣いのなさ・不安のなさ）に暗示されているように、わたしたちの不安を前提としている。すなわち、それは、国際関係においては友・敵論にたち、社会関係については個人間の関係を敵対的に捉え、また諸個人の主観レベルにおいては、予見不可能な未来に対するひとびとの不安・危険を掻き立てることによって成立し、維持されてきた支配的な政治観の核心的な考えである[ex. 市野川・村上 1999]。本稿でここまで展開してきた議論から、人間の条件として不可避な可傷性に目をつぶろうとする安全保障という考えに孕まれた暴力性は、「人間の」という形容詞を付すことによって克服できるものではない、と筆者は考えている<sup>2</sup>。

### 第一節 エコノミーの暴力

国家的な安全保障に対置される「人間の」安全保障という考え方に対する注目度が今日の世界においてさらに高まっているのは、9.11 同時多発テロ以後の新しい世界情勢を背景にしているといえるだろう。しかし、世界における富の集中を象徴していたワールド・トレードセンターを攻撃した 9.11 同時多発テロは、「革命と戦争の世紀」と呼ばれた 20 世紀とは異なる政治パラダイムへの転換を告げていたのだろうか。

<sup>2</sup> 「恐怖からの自由」を唱える人間の安全保障という新しい概念が、20 世紀的なナショナルな安全保障論の概念枠組みを超え得ない場合、よりいっそう社会不安をかきたて、いかにファナティックな他者排除へと陥っていくかについては、つぎのように論じる土佐弘之を参照。「社会の中の信頼関係は次々と失われていき、また、その信頼が支えていた複数の制度もさらに解体していき、結果として制度の同時的機能不全という危機的状況が生まれることになる。そして、そうした危機的状況は、ますます「他者への恐れ」を昂進させる。典型的なネガティブ・フィードバックである。こうしたネガティブ・フィードバックを生み出す国際政治経済構造、その変革を視野に入れないうまま、「人間の安全保障」といったナイーブなヒューマニズムに戻ってみても、「恐怖からの自由」を保障する状況を作り出すことはできない」[土佐 2003: 126-127]。

たしかに、ジョージ・W・ブッシュ政権による「正義」の貫徹は、これまでの国際社会において曲がりなりにも尊重されてきたことになっていた「主権」を超えた、帝国の<sup>パワー</sup>力に対する待望論を喚起した[ex. Elshtain 2003: esp. chap. 12]<sup>3</sup>。また他方で、わたしたちが現在目の当たりにしているのは、これまで戦争の主役であった国家を押しつけるようにして  
 国家が雇い主であるとはいえ 巨大な民間企業が新たな契約を求めて戦争に群がる姿である[モーリス-スズキ 2004: 第 6 章]。

こうした傾向は、ヴィヴィオルカを紹介しながら酒井隆史が指摘する、「暴力の新しいパラダイム」を反映していると考えられるだろう[酒井 2004: 30-36]。六〇年代・七〇年代における極左・極右によるテロリズム・暴力は、政権奪取・国民解放などの目的を掲げていた点において、政治的意味を持っていた。しかしながら、グローバル化に伴い、暴力の中心・目的は、政治から離れていく傾向にある。一方では、経済活動の維持のために暴力が発動される場合のように、暴力は「<sup>政治</sup>インフラ<sup>下</sup>ポリ<sup>上</sup>ティカル」化/ 脱政治化/ 無意味化されていく。他方では、まさにブッシュ政権やかれを支える政治学者たちまでもユダヤ・キリスト教的な原理を持ち出すように、暴力は政治を超えた、価値観の違いのあいだ、すなわち妥協を許さない場において発動される。つまり、暴力はここにおいて、「<sup>政治</sup>メタ<sup>上</sup>ポリ<sup>位</sup>ティカル」化/ 超政治化されていく。すなわち、この新しい二つの傾向において、暴力にかつて込められていた政治的な意味が、空洞化されていくのである。

ここで、注目したいのは、酒井が指摘するように、二つの異なるベクトルに向かいつつあるように思える新たな暴力は、2003 年に開戦されたイラク戦争で露呈したように、「「絶対的悪」との妥協なき「聖域」という仮借なき政治上位的論理が、エリートたちの私利私権である政治下位的論理を押しとおす」ための手段になっていることである[ibid.: 35]。すなわち、二つの現象を惹起しているのは、じつはネオ・リベラリズム的な経済の論理、利益の前に人間・世界が破壊することもよしとするアンモラルなエコノミーの論理なのだ。同様に、ルワンダにおける大量虐殺の例を挙げつつ、土佐もつぎのように指摘する。

他者への恐怖に基づくゲバルトの政治過程は、冷戦後の国際援助レジー

<sup>3</sup> 同時多発テロ後、「われわれは何のために闘っているのか」に署名し、アフガニスタンへのブッシュ政権による爆撃を支持したエルシュテインは、2003 年に出版した『テロルに対する戦争』において、つぎのように論じている。「[新たなテロリストといった]この特殊な脅威に対抗するためには、グローバルに展開できる力が必要なのである。国際組織や国際社会は、この挑戦を受けて立つ準備がないだけでなく、準備をしようとさえしてこなかった。それらは、準備を怠ってきたし、政治的意志にも欠ける。過去を振り返ってみても、それらは、痛々しいほどに政治的效果を持たなかった。[...]もし、人間の尊厳が「新たな保証人」を必要としているのならば、いったい誰がその保証人となるのか。それは、その役割を果たす力と意志のある（とわたしたちは願っている）合衆国以外にはない」[Elshtain 2003: 167]。なお、エルシュテインについては、前章における脚注 2 も参照されたい。

なお、彼女は、本書の 2004 年度版に追加された「あとがき」で、イラクに対する攻撃もまた「正戦」にあたると主張し続けている。

ムを含む国際政治経済システムが、よりネオ・リベラルなものに転換していったこととも密接に関連している。難民の戦略的価値の喪失と同様、先進国にとって有用な天然資源をもたない「第三世界」は、その戦略的価値の低下と共に覇権の庇護を失い、ネオ・リベラル化の嵐にさらされることになった[土佐 2003: 124]。

酒井と土佐にしたがえば、わたしたちを取り巻く現状とはつぎのようにいうことができよう。わたしたちの社会的領域のネオ・リベラル化　それまで、市場の原理にはなじまないとされた領域への市場の介入（現在の典型例の一つが戦争請負会社）　が新たな形の暴力を誘発し、そうして誘発された無意味な暴力・脱政治化された暴力や、政治的妥協を許さない超政治的暴力の存在がよりいっそう、わたしたちの未来を不安にさせ、その不安を取り除くために、安全保障を求める。だが、不安を取り除いて保障される安全のためには、現在の脅威とされる暴力を超える強大な暴力装置を完備した<sup>パワー</sup>力が必要となる。だが、その力もまた、利益追求こそを究極目的とするネオ・リベラルな原理によって、養われている。ここに、ネオ・リベラルな原理の循環は閉じられ、あらゆる社会的領域の市場化は完成され、暴力は安全保障を糧に、安全保障は暴力を糧に、どんどんと両者の存在感は高まっていく、ようである。

## 第二節 暴力のエコノミー：脅し　の政治？

酒井と土佐を参照しながら浮き彫りにされた現在のわたしたちを取り巻くエコノミーの論理が引き起こす暴力に対抗するために、わたしたちには何が必要なのだろうか。酒井が示唆するように、もう一度政治の手に暴力を取り戻すことなのだろうか。本稿では、対抗暴力の可能性を考えることはしない。むしろ考えてみたいのは、つぎのことである。現在では、国家による暴力装置の独占という近代国民国家の基礎をなす原則が崩れ、新たな暴力が噴出し始めたように見える。しかしながら、現状は、まったく新たな状況の中にわたしたちが立たされていることを示唆しているのではなく、むしろ、これまで当然視されてきた政治の前提、国家の存在意義　すなわち、安全保障　を、新たな形で再生させようとする諸力が台頭してきていると考えるべきではないか。換言すると、国家から政治力を奪還し、多様な政治的主体を創造していこうという試みに対抗するために、あるいは安全保障はじつは幻想にすぎず、だとすると国家は不要なのかもしれない、というポスト国民国家的な勢力をつぶすために<sup>4</sup>、エコノミーの暴力を利用した安全保障中心の国家がいま再建されようとしているのではないだろうか。

そのように考えると、現在の新たな形での暴力の発動もまた、長く西洋政治理論を支え

<sup>4</sup> たとえばここで、9.11 同時多発テロを、合衆国政府に「地に足のついた」安全保障を真剣に考えさせる契機として歓迎した[フクヤマ 2001]を参照されたい。

てきた国家論の一変種へと回収されていくであろう。なぜならば、近代国民国家の成立を支えた社会契約論者たちは言うまでもなく、西洋の政治思想の歴史とは、プラトンの『国家篇』からカール・シュミットの『政治的なるものの概念』にいたるまで、暴力の存在を前提とした安全保障の必要性を説くことで、国家の存在を正当化してきた歴史だからである。

たとえば自らを「恐怖との双子」と呼び、近代国民国家成立時において、<sup>エゴイステティック</sup>合理的人間にとってすれば自然権の制限でしかない主権国家を導出したホッブスを支えているのは、自然状態 = 戦争状態という想定である。「人間があのような拘束を持ち込み、それをみずからのうえに課しているその究極の理由、目的、そして意図は何であるのか。それは自己保存と、それがもたらす満足のゆく生活への洞察に発している。いいかえれば、人間は惨めな戦争状態から抜け出したいと考えるからである。戦争は、人間生来の諸情念から必然的に引き起こされる」[Hobbes 1991: 117/ 192.強調は引用者]。

あるいは、平和な自然状態を想定したロックでさえ<sup>5</sup>、私的所有権 身体・財産・自由に対する侵害は必ず生じるのだから、その調停・裁判・執行を遂行する強制力をもった国家が必要であると考えた。

ここでは、これ以上例を挙げることはしないが、政治思想史を振り返れば、国家論を中心とする政治理論においては、いかなる人間像が想定されているにせよ自然状態における暴力を阻止しうる、絶対的な暴力装置を備えた国家がいかに必要かが繰り返し唱えられていることに気づかざるをえない。「剣を伴わぬ契約は、たんなることばにすぎず、人間の生命を保障する力をまったく持たない」と[ibid.強調は引用者]。

政治思想・理論は、国家による暴力の独占を、自然状態 = 戦争状態と考えることで正当化し続けてきた。そして、国家によって独占される暴力をいかに効率的に使用するかを考えることが政治的倫理であると語ってきた<sup>6</sup>。政治理論は何世紀もかけて執拗に、わたしたちの不安・恐怖を取り除いて se-curus させている 国家による安全保障がなくなるならば、どうなるか分かっているか、というメッセージをわたしたちに送り続けているのである。

たとえば、合衆国同時多発テロ以降、ブッシュ政権によるアフガニスタン、イラクに対する爆撃を支持したエルシュテインのつぎの言葉は、まさにそうしたメッセージである。

国家が崩壊するとき、わたしたちは、トマス・ホッブスが語った 万人

<sup>5</sup> ホッブスが描く極端に欲望が肥大化した人間像に比べると、ロックが描くのは、適度に自らの快楽を追求しながらも、他人に迷惑をかけない程度に自制的な、穏健ともいべき人間像である。だが、かれにとって自然法は、理性に問い合わせれば簡単に分かる程度の法であるがために、人類共通の理性の法という絆を破壊し、力と暴力に訴える者たちは、「つかまえたら最後、必ず殺さないといけないほど危険で有害な動物として扱ってよい」という[Locke 1980: 14/ 21]。

<sup>6</sup> 思想史家のシェルドン・ウォリンによれば、「暴力の効率」を論じることが政治理論の果たす役割として最初に位置づけたのが、マキアヴェリである [ウォリン 1994: 256]。

の万人に対する戦争 という悪夢へと近づいているのだ[Elshtain 2003: 166]。

### 第三節 安全保障 security から、ケアへ

土佐と酒井が摘出する現在のネオ・リベラリズムの暴力に対抗する可能性を考えるために、筆者が西洋政治思想史を貫通する暴力 = 安全保障 = 国家のトリアーデを強調するのは、つぎのことを主張するためである。すなわち、現在のネオ・リベラリズムの潮流もまた、長い時間をかけて政治思想史が作り上げてきたトリアーデの外にあるわけでないのであれば、いやむしろ、そうしたトリアーデを新たに再強化させるようなものであれば、その暴力に対抗するために、わたしたちは主流の政治学が前提としてきたすべてを疑う必要がある、と。

「はじめに暴力ありき」と幾度も繰り返されてきた政治的言説を乗り越えるために、主流の（西洋）政治思想はほとんど光を与えてこなかったと、ここまで本稿で幾度も批判的に検討してきた、依存する具体的な人間の条件にやはり着目してみる必要がある。

たとえば、新しい人の誕生を「世界のはじまり」と呼んだことをすでに確認しているハンナ・アーレントでさえ、権力と暴力を峻別しよう試みた『革命について』でつぎのように述べている。「はじまりが暴力と密接に結びついているにちがいないということは、聖書と古典が明らかにしているように、人間の歴史の伝説的なはじまりによって裏づけられているように思われる。すなわちアベルはカインを殺し、ロムルスはレムスを殺した。暴力ははじまりであった。暴力を犯さないでは、はじまりはありえなかった」[Arendt 1963: 20/24]。

アーレントはここで政治的領域について論じているものの、その喩とする聖書の例は示唆的である。兄弟同士の殺人が、人間の歴史のはじまりであるかのように伝えられているが、他方でわたしたちは、殺さない、傷つけない、非暴力的な他者とのかわり方を、葛藤のすえに見いだそうとしている人びとの家庭内での試みを、実際には多く経験しているはずなのである。

アーレントはそうした営み・試みを、私的な活動、それもルーティンワークとして、人間の歴史から否応なく排除する。しかし、ルディクが試みるように、わたしたちはそうした営みを分節化することで、自分の意志を貫徹せよ、他者に依存せず自律せよ、他者は脅威であるから自衛せよ、という国家の主体化への強制に、抵抗する力を見ださなければならない。

アーレントが政治的領域の創設のはじまりに暴力を見いだすのとは異なり、本稿では、放っておけばその生が維持できない、傷つきやすい、他者に依存しなければ生きていけない存在を、社会の始まりに位置づけてきた。そこから育まれる人間像とは、フェミニズム理論のなかで女性たちの経験に耳を傾けることによって詳らかにされたわたしたちの「倫

理」 他者との関係性に心を砕くこと 観の一つを伝えている。すなわち、個人の脆さ、わたしたちの あいだ の壊れやすさ、わたしたちを取り巻く世界・自然のはかなさをケアすることに関わる、行為やメンタリティについてである。

このケアの倫理は、自分自身と他者とのあいだで互いのニーズに積極的に応答し合うことを意味しており、そのさい、ケアされるべき最も基本的なニーズとは「危害からの保護」「危害の防止・緩和」「不必要な苦痛を与えられないこと」であった。ここで、安全保障の論理に対抗する論理を提供するものとして、以上のように定義されたケアの倫理に着目するにはつぎの三つの理由がある。

第一に、安全保障がわたしたちに保証しようとしているのは、まさに文字通り、諸個人が傷つきやすさや脆さに気を配らなくてよい これこそが、se-curus の語源である、という状態であるのに対して、ケアの倫理は、人間の活動・人間関係にとって、ケアすることは欠かせない一局面であると告げていること。

第二に、安全保障により国家の正当化を図ってきたこれまでの政治学は、そうした国家に生きる理想の市民像を「自律」に求めてきた。他方で、ケアの倫理は、相互に依存し合う人間と人間の あいだ を重要視し、過剰に自己防衛的な 自律的 個人に対して批判的考察を行ってきたこと。

最後に、ケアの倫理は、安全保障の依拠する正義観、いやもっといえば本稿全体で批判してきたリベラルな正義観とは異なる正義観を提示しており、それはまた、「戦争と革命」の世紀であった二〇世紀に最も露骨に暴力に晒されてきた女性たちの経験から、多くを学んできた正義論であること、である。

まず、第一の点についてここでは、エリザベス・スペルマンの議論を参照してみたい。前章でルディクを参照しながら、わたしたちは、西洋哲学を貫く心身二元論が軍人の身体観を貫いていることを確認したが、本章でみてきた安全保障の論理もまた、身体が受ける苦痛から目をそむけ、暴力を正統化する「原因」や「戦略」にのみ目を向けることを可能にしている[cf. Ruddick 1989: 198-200]。

スペルマンは、その著『繕い 壊れやすい世界における修復の衝動』をつぎの言葉で始めている。

人間とは、繕う動物 repairing animal である。繕いは、至る所に存在している。それは、毎日、そして生活のほとんどあらゆる局面においてわたしたちが従事していることである。ホモ・サピエンスは、ホモ・レパランスでもある[Spelman 2002: 1]。

スペルマンもまた、ルディクのように、修繕の場としての家族に着目することで、既存の正義論とは異なる暴力への接近の仕方を提起しようとする。

彼女によれば、人間の活動のなかには、壊れやすいもの、傷つきやすいものを保全し、

修繕するさまざまな活動が偏在し、わたしたちは、物や人間関係、そして自分自身に対して、日々の繰り返しのなかで生じた破損や傷に手を加えたり、明日も今日と変わらないよう、気を配ったりしている。すなわち、その日常で学んでいることは、「わたしたちが共に住まうこの世界に必要なモノは、はかなく、不完全で、しかも脆い、という残酷な現実」である[Spelman 2002: 22-23]。しかも、修繕活動においてわたしたちは、なにが回復可能で、なにが回復不可能なのか、なにを修繕すべきで、その手段はどのような手段なのか、といった判断力を常に試されている。

日々の生活を取り巻くさまざまな修繕をめぐる活動は、修繕を表す言葉が数多く存在することが示すように<sup>7</sup>、それぞれに違いがあるが、それでも、修繕をめぐる活動の特徴とは、「過去との継続性が壊れたり、断たれたりしそうになったとき、その継続性を維持しようとする」活動である[ibid.: 4. 強調は引用者]。したがって、前章でみたルディクが批判する軍事的な思考とは対照的に、現に存在するものの儂さを受け入れ、そのものを注視し、その変化に応じて、ものごとに介入しようとするが、あくまでそれは、そのままの状態、過去の回復が目的である。それは、新しい何かを創造すること、破壊すること、放置することとも異なり、まさに守ろうとする愛、その存在のままに受け入れようとする<sup>8</sup>ことである。

繕うことは、わたしたちが生きているこの世界の壊れやすさを認識し、それにとっても特別な方法で応えようとする<sup>8</sup>ことである[ibid.: 5]。

知恵と手間と心をこめて、あるモノや関係性がおかれている歴史の中から、ある一時の状態を取り上げ、その当時状態に戻そうと試みることは、一見すると非常に保守的な営みに見える。しかし、たとえば、「多様な目的を果たす修繕専門の場としての家族 household」に注目してみても、そこで回復され癒されることが期待されている人間の働きは、「市民としてなのか、消費者としてなのか、労働者としてなのか、それとも、社会的機械の潤滑な歯車としてなのか、あるいは、それらすべてとしてなのか」といった問いを常に突き付けられている[ibid.: 36]。その意味で、修繕は単純な活動でもないし、決して中立でいられないことも確かである。

日々のなかで実際にわたしたちが行ってはいらぬものの、分節化されていない修繕をめぐる活動に対して、ケアの倫理は、「繕うひと」<sup>ホモ・レバランス</sup>の仕事のいくつかに光をあてる窓になってい

<sup>7</sup> たとえば、スペルマンは、英語で修繕を意味している言葉が数多く存在していることに注意を喚起している。繕う repair、修理する restore、回復させる rehabilitate、修繕する renovate、和解する reconcile、弁償する redeem、癒す heal、整理する fix、直す mend などである。

<sup>8</sup> したがって、なにを修繕するか、という判断はときに、政治的判断をも必要とするであろう。それは、第 II 部第三章脚注 13 で指摘したように、過去と現在のつながりの再構築でもある。



るとスペルマンは考える。とりわけ、他者との関係性のなかでひとびとを理解するケアの倫理にとって、軋轢とは、他者とのあいだに結ばれた既存の関係性を揺るがすものである。また、ひとは他者との関係性のなかで生きざるを得ないがゆえに、状況に左右されやすい存在、傷つきやすい存在であるかぎり、その関係性じたいを維持することが望ましいのか、あるいは可能なのかをケアの倫理によって判断し、その後、わたしたちは、関係性を修復したり、しなかったりする。「ケアの倫理と呼ばれてきたことが示唆しているのは、その道徳性の中心とは、脆弱性の事実、つまり、ひとがそれを通じて、またその中で生きている関係性が壊れやすい、という事実に対する応答である」[ibid.: 48]。

正義の倫理とケアの倫理が異なるのは、後者だけが、修繕をめぐるわたしたちの活動を支えている、という意味ではないとスペルマンは論じる。そうではなく、両者の重要な違いとは、わたしたちの修繕がどこに向かうかである。すなわち、正義は社会原則が破壊されると、それを回復しなければならないと考える。しかし、ケアの倫理によれば、わたしたちがなによりも修復しなければならないのは、他者に囲まれ、支えられつつ生きている、わたしたちの関係性なのである[ibid.: 49-50]。

したがって、主流の正義論による応報的な retributive 正義は、社会の編み物のなかでも重要な部分を占める法が破られた場合、違法行為を犯した者を罰することで、社会の中の法の権威と権力を回復する。しかし、そこでは、傷ついた者、その行為によって破壊された様々な関係性に対する注意は喚起されない。被害者がどれほどの傷を負ったかが斟酌されるのは、罪の重さを図るための手段であって、被害者の傷を癒す目的のためではないのだ。さらに事態を悪くしているとスペルマンが考えるのは、こうした国家の法的な裁きの在り方は、被害者の回復や加害者の社会復帰という、繕いの作業から目を反らせ、むしろ、罰則の在り方にのみ、わたしたちの注意を向けさせるのである。そして、現在の正義のありかたを、スペルマンは以下のように強く批判するのである。

罰は、加害者を打ちのめし、加害者の社会とのつながりを切断しようとする方向へ向きを変えたように思われる。それは、物理的、社会的、感情的なバリアをあらゆる形で打ち立てることによってだけでなく、あたかも、加害者が考えなければならないその行為の帰結は、罰を受けることになった結果だけであるかのように、加害者に思わせることによって、でも、そうなのである[ibid.: 56]。

それに対して、彼女が目を向けるケアの倫理に基づく修復的 restorative 正義は、いったい被害とは何であり、被害者が必要とする回復の在り方を、まず被害者自身が語りだすことを可能にすることによって、適切な被害に対する応答を試みる。そこでは、彼女の語りを聞く者、彼女が語りだすことを助ける者、彼女がこれまで築いてきた関係性のなかにいる人々、そして必要な時には、加害者をも含んだ、社会的関係性の再構築がなされるので

ある。

第 II 部でわたしたちは、社会の始まりに、ケアを必要とする者の存在があり、その傷つきやすい者たちに対する危害を避けるために、ひとびとがそれぞれのニーズに呼応することで、社会関係が広がっていくことを確認した。修復的正義という考えは、そうした関係性の中に生きるひとびとが、実際に危害にあってしまった時にもまた、ひとびとが集うことで修復が共に行われる必要性を伝えている。

現在の法的正義の主流である、応報的正義は、権利をもった個別のひとを前提に、その権利を保障している法体系の権威を保守することによって、社会秩序の回復を試みる。そして、先の引用においてスペルマンが指摘しているように、応報的正義には、加害者を社会から孤立させ、加害者が築いてきた既存の関係性をむしろ断ち切る力が働いている<sup>9</sup>。他方で、ケアの倫理に基づく修復的正義は、傷ついた社会関係の網の目とそこに関係するひとびとにも配慮しながら、じっさいに被害者が受けた傷を癒し、加害者をも社会の関係性のなかへ復帰させることを試みることで、過去と未来を紡ごうとしているのである。

「繕う」という人間の行為の偏在性に目を向けようとするスペルマンからわたしたちが学ぶのは、それぞれに固有な文脈に生きるわたしたちの世界は傷つきやすく、それは避け得ないことで、どこでいつ傷つくかについても予測不可能だということである。だから、文脈に配慮した、そして個別具体的な傷の深さを注視するケアの倫理を、わたしたちは手放せない。スペルマンがケアの倫理に司られる繕いという行為の場を主に家族にみる理由は、その種のケアは、対等な人間同士の間を利害関係を超越しており、ケアの与え合いはつねに非対称であることを強調するためである。既存の政治思想が、人間世界に不可欠なケアの倫理と繕いの存在を無視しえたのは、安全保障 = 暴力 = 国家のトリアーデの核心にある特定の間人像を前提にしているからである。この人間像を批判することが、ケアに着目する第二の理由である。

スペルマンが指摘するように、人間世界にとって根源的な繕いという行為は、主に家族内における女性たちに担われる行為であるために、ほとんどこれまで政治思想史において議論の対象とならなかった。正確に言えば、それは政治的には語るに値しない行為だと、語られ続けてきた。その一方で、政治思想史においては、政治的場に「自律した」個人が参入する前提として、そうした行為が私的な領域においてしっかりと為されていることを当然視し続けてきたのである。

わたしたちは非常に傷つきやすい世界 自身も含めた に生きざるを得ず、それゆえ他者からのケアに必ず頼らざるを得ない 自分がケアする立場に置かれることも、もちろんある にもかかわらず、そうした相互依存の関係を政治的な関心外にとどめ置こうとすること、つまり政治の領域では他者に依存しないで生きる自律した個人を要請し続

---

<sup>9</sup> 権利を中心とした法的思考方法については、第 I 部第三章第一節におけるブラウンの議論を思い出されたい。そこでブラウンは、「権利は、わたしたちを分離することによって、わたしたちを社会的に組織化する手段である」と論じていた[Brown 1995: 158]。

けることは、どのような帰結を生むのか。

ここでは、第 II 部第二章で論じたジェシカ・ベンジャミンの議論に目を向けたい。ベンジャミンによれば、ヘーゲルの「承認をめぐる闘争」が象徴的であるように、主流の政治思想は、すべての個人にとって共通の経験であるはずの、自らの存在を他者に委ねること、すなわち他者への依存に対する恐れに取り憑かれている。そのことが、男性中心主義的な世界における、母の役割の否認につながっていた。すなわち、自らがかつてその存在すべてを委ねていた母は、人間以下の存在であり、彼女はたんに父が所有しているモノである、と。ここにおいて母はもはや、彼女もまた自己として認められている、という意味における他者ではない。母は自己と対等の人格ではないと母の人格を否定することによって、自律した個人は、自らが実は他者への依存によって存在していることを否認するのである。

上記の個人像は、「自分が現実に行っている依存と社会的従属を否認する、捨象の行為によって作り出されて」いるために、たとえばスペルマンが高く評価しようとする「繕い」の行為が前提とする、人間世界の脆さ、さらには自らの傷つきやすさを、「残酷な事実」として認めることができない。「その結果、この人物の自由とは、他者の統制や侵入に対する防衛だけで構成されることになる」[ibid.: 187-188/ 255]。ここに、他者とは自らに敵対する存在であるがゆえに、事前にその危険を取り除いておこうという安全保障の考え方が生まれる。

わたしたち自身や世界の傷つきやすさという「残酷な事実」を直視し、だからこそ、ケアの倫理を重視し、繕いという行為の政治的重要性を語る。それは、安全保障 = 暴力 = 国家のトリアーデの連鎖を解くことにつながるはずである。なぜなら、このトリアーデを形成しているものこそが、「残酷な事実」を認められず、「残酷な事実」ゆえにあらゆる個人が必要とする他者への依存を否認し、そのことが転じて他者支配、他者の統制、過剰な自己防衛へとつながる、恐怖の連鎖だからである。わたしたちは、国家が提供する安全保障、国家のもつ圧倒的暴力装置がなくなれば、どうなるか分かっているのかという脅しに耳を貸さず、まったく異なる政治の在り方、それも多くの女性たちが日々経験してきたケアや繕いという経験から発する政治の在り方を模索していかなければならない。

そして、繰り返すが、新しい政治の在り方、暴力のエコノミーに根ざさない政治的倫理を考えるさいの前提は、わたしたちの傷つきやすさ・攻撃を受ける可能性 vulnerability である。わたしたちは二〇世紀を振り返るまでもなく、多くの安全保障を核心とする国家が巻き起こした暴力に晒され、数知れない人々が傷つき、多くの命が失われてきたし、現在でもその状態に変化は見られない。だからこそにもかわらずではなく、わたしたちは、他者をもっぱら自己に対する侵略者として扱うような自律的個人像と過剰な自己防衛から遠く離れ、むしろケアや繕いといった行為の重要性に目を向けなければならない。ベンジャミンと同じように、その著作を通じて「自律的個人」を批判するジュディス・パトラーは、9.11 同時多発テロ後、つぎのように論じた。

深く悲しむこと、悲しみそのものをそこから政治が生まれてくるものへと変換することは、たんなる受動性、あるいは無力に身を任せることではない。むしろ悲しみよって、わたしたちは、この傷つきやすさ/ 攻撃にさらされる可能性 vulnerability の経験から、軍事的侵入、占領、突然宣言された戦争、残虐な治安を通じて他者が被っている傷つきやすさ/ 攻撃にさらされる可能性へと思いを至らせることが可能になるのである。わたしたちの存続がまさに、わたしたちが知らない者たち、決定的なコントロールが効かない者たちによって決定されるかもしれないことは、つぎのことを意味している。生は不確か・不安定 precarious であり、したがって政治は、いかなる形態の社会的組織・政治的組織であれば、地球上に拡がるこの不確か・不安定な生に最もよい形で耐えようとするかを熟慮すべきなのだ、と[Butler 2004a: 23. 強調は引用者]<sup>10</sup>。

#### 第四節 遅れる正義：修復的正義 restorable justice

本章において、安全保障 = 暴力 = 国家のトリアーデから生まれる暴力の連鎖を断ち切るために、こうして「繕い」や「ケアの倫理」に着目するのは、たんにそれがフェミニズム理論において、特徴的に見られる人間観や倫理観を表しているからではない。むしろ、筆者は、じっさいに旧日本軍の従軍 慰安婦 とされてしまった各国の女性たちの経験を目の当たりし、彼女たちの正義への訴えに応え得る理論を求める途上で、「繕い」や「ケアの倫理」に出会った。本章を結ぶために、前述したケアの倫理に着目する第三の理由について論じることにする。

先述したように、過剰に自己防衛的な自己が創造する政治的世界は、人間世界の傷つきやすさという「残酷な現実」を直視することができない。直視しないがゆえに、そこで破壊された・傷ついたひとびとの生や関係性を修復しようと努力しない。

わたしたちにまず必要なのは、現在の安全保障 = 暴力 = 国家のトリアーデの下で、かつてないほどわたしたちの世界は傷つきやすくなっている、攻撃に晒されやすくなっている、ということに気づくことある。だが、その事実を確認することは、だからこそ、より高度な安全保障を と求めることは、別のことである。なぜならそうした求めは、幾度も確認したように単にさらなる暴力を呼び起こすだけだからだ。

---

<sup>10</sup> 「不確か precarious」という言葉にもケアが関連していることは、注目に値する。たとえば、バトラーを論じながら、本橋は、「「不安定(precarious)とは、世話や関心の対象とならないことであると同時に、そのような干渉以前の(pre-)自由な存在の謂いでもあるだろう」と論じる[本橋 2006: 74]。本稿では、こうした本橋の指摘を受けて、不確かである存在とは、ケア以前の、すなわち、ケアを待つ存在であると考えたい。

旧日本軍従軍 慰安婦 問題をめぐって、すでに筆者は別のところで「正義」と何かについて考えてきた[岡野 2002]。そして、以下のような二つの問題に直面した。第一に、自律的な個人を前提とする政治が、未来志向的な、すなわち「これから、正義に適った社会を創造するとすれば、どのような正義を必要とするか」という正義論、とくに配分的正義にのみ、その関心を向けてきた点である[岡野 2002: 261]。そうであるがゆえに、主流の正義論は、従軍 慰安婦 にさせられた女性たちの正義への要請に対して応える術を持たない。さらに、従軍 慰安婦 にさせられた女性たちの正義への要請は、克服し得ないアポリアを投げかけてもいる。すなわち、第二の問題とは、正義への呼びかけはつねに遅れており、被害を受けた人たちは、もう取り返しのつかない過去の人となっているという、アポリアである[ibid.: 246-248]。

たとえば、賠償 redress によってはけっして、いったん被った傷は修復されないというミノウはつぎのように述べている。

金銭あるいは、その他の財をもってしても、それはせいぜいのところ、その侵害行為の後の不作為と沈黙とをおわらせるにすぎない。たとえ理念の上でさえ、そして、言うまでもなく実際上は、賠償は、侵害以後の被害者の回復、あるいは、[彼女たち/ かれらがそれ以前に結んでいた] 社会的関係性の修復には届かない[Minow 1998: 102-103]。

しかし、そうだとすればわたしたちは、いったんある暴力に晒された者たちの告発の声に耳を傾けなくともよいのだろうか。それは、無意味な行為なのだろうか。従軍 慰安婦 にされた女性たちの経験から筆者が学んだことは、彼女たちが被った傷・そして、はや過去の人となってしまった多くの女性たちをわたしたちは取り返すことができない、ということだけではない。筆者が彼女たちから学んだ重要な正義の一局面とは、そうした取り返しのつかない暴力に晒されてしまった彼女たちの傷を注視することで、彼女たちを取り囲む社会的関係性・人間関係のなかに彼女たちが再度足を踏み出し、参入していくための「現在」だけは、わたしたちにも創造し得るし、それこそが、修復的正義に求められている、ということである。そして、そうした現在は、彼女たちが語る声に耳を傾け、いまだ背負い続けている傷を少しでも和らげることができるよう、ともに時間を過ごすことにあるのだろう。「世界平和は、ホームから始まる」と題された論考のなかで、ジュディス・ハーマンは、元従軍 慰安婦 にさせられた女性たちにも触れながら、以下のように、論じる。

個々の被害者にとって、回復への道は、問題を名指し、それを他者に開示することができることから始まる。いわゆる「慰安婦」と呼ばれたひとびとの場合、声を出すことはしばしば、加害者による報復だけでなく、公的な侮蔑にさらされる危険がある。それゆえ、フェミニスト運動の組織

化の戦略は、隠していたことを恥だと思わず共有できる、女性たちの小さな集団のなかで信頼関係を創ることから始まるのだ[Harman 2002: 192]。

女性たちに加えられた暴力、とくに国家性暴力については、いまだ不処罰のままである場合が多い。しかし、ハーマンによれば、女性たちが求めていることは、処罰ではなく、むしろ、加害があった事実を公的に認められること、二度と同じような加害が繰り返されないことを明らかにすることなのである[ibid.: 195]。すなわち、もう過去は取り戻せないかもしれないが、彼女たちに加えられた危害を社会が認め、語り続けること、社会は二度とそうした暴力を許さないひとびとの関係性の在り方を紡いでいくことなのである。それは、彼女たちの破壊された過去から、彼女たちを新しい未来へと橋渡しする、修復のための社会の網の目を提供するはずなのだ。スペルマンはその意味で、被害回復のための作業を、「繕うひとびとの共同体のなかで、時を与えること」と表現している[Spelman 2002: chap.4]。

わたしたちに彼女たちの過去がなかったことにすることなど、言うまでもなく不可能である。唯一わたしたちにできることは、現在の社会を彼女たちのエンパワーメントに歩みを合わせることでできる社会へと作り替えていくことによって、未来が立ち現れてくる現在を彼女たちの眼前に開くことだけである。それはまず、彼女たちが被った暴力とはどのような暴力であり、その結果として彼女たちが受けた傷の深さはどれ程なのかをしっかりと直視することから始まることは、繰り返すまでもないだろう。

再度、「繕いとは、正義の核心に位置する」と論じるスペルマンを援用してみたい[Spelman 2002: 51]。たしかに、ミノウが言うように、そして従軍 慰安婦 問題によって日本に住むわたしたちが直面せざるを得なかったように、一度為された侵害行為によって受けた傷は、決してなかったことにはならない。しかし、侵害行為の侵害を既存の法体系に対する攻撃として扱うことが理に適うとする配分的正義や応報的正義と異なり、修復的正義は、侵害行為は取り返しのつかない被害を及ぼすからこそ、そうした被害の拡がりや深化になおいっそうの関心を向けるのである。

加害者を法体系とその権威に対する攻撃と考える応報的正義観は、「犯罪が与える被害と、その被害が必要とする補償の本質を認識する方法において、どこか歪んでいる」[ibid.: 53-54]。ある侵害行為は、たんに身体や所有物に対して為されるだけでない。被害者は、一度受けた傷のために、つねに不安や恐れに取り憑かれ、また強姦などのケースにおいては、被害者が社会によってスティグマを負わされることが多い。修復的正義は、そうした一つの侵害行為が影響を与える、文脈や個人によって様々に変化する被害の拡がりをも、ケアしようとするのである。

しかも、応報的正義が法体系とその権威を前提とする限り、従軍 慰安婦 問題に関して日本政府が自らの無責任を正当化するために利用したように、既存の法体系を超えた侵害行為について、応報的正義からは補償の可能性が生まれにくい。しかし、修復的正義の要

請は、まさに現在の体制を改革していくことで、深刻な被害を受けた者が再度他者との関係性を築き得る「現在」を創造することであった。そこには、これまでの社会において「不幸」だとして諦められてきたさまざまな侵害行為を、不正として告発していく契機が含まれている。

戦争犯罪や通常の犯罪を思い浮かべるまでもなく、じつはわたしたちが日常生活で出会う些細な軋轢でさえ正確に言えば、取り返しのつかない傷をわたしたちやわたしたちの社会に与えている。一度為されたことは、二度と元に戻すことができない。しかもこうした行為の不可逆性は、行為の予測不可能性といわばコインの両面をなしている。そうであれば、暴力に否応なく巻き込まれてしまうことを前提とし、その上で、社会的にどのような「補償 redress」「修復 restoration/ rehabilitation」「和解 reconciliation」の仕組みが必要なのかという課題へと目を向け直していくことが必要なのだ。

近代国民国家において、国内的にも国際的にも、国家が圧倒的な、あるいは絶対的な暴力装置を持つことを正当化してきたのが、自然状態 = 戦争状態の仮想である。そして、ある国家に生きる個人が武器を捨てるのは、そうした圧倒的な暴力装置を配備した国家が背後でわたしたちを守っていてくれるからであり、国際的に各国家が武装しているのは、個人と国家の関係に相当するような、国家と超国家との関係がないからだと説明されてきた。

しかし、国家に生きるわたしたちを、武力を備えた国家が守ってくれている、というのは本当なのか。たしかに、犯罪が行われれば、行政権を駆使して国家は犯罪者を罰するのは確かであり、そのために、推測にすぎないが犯罪もある程度抑止されていることも確かであろう。しかし、だとしても犯罪は行われてきたし、行われ続ける。すなわち、国家が介入できるのは、つねに犯罪が起こった後なのだ。そうだとすれば、わたしたちがつねに現在問われていることは、被害があった後で被害者をケアできる社会をいかに築くか、なのだ。しかし現状において、被害者・被害に対してケアの倫理がいかされているといいがたい<sup>11</sup>。

それは、国際的にも言えることではないか。いや、じっさいに、これまでの戦争被害について、たとえば日本政府はほとんどケアしてこなかった。日本政府は、軍人・軍属に対しては 犬死に 論を必死に否定しようとするが、沖縄やその他大空襲に晒された都市に住まう者たちに対するケアについては、いっさい責任を取ろうとしてこなかった。その意味で、安全保障を唱える国家とは、まさに se-curus、ケアしない国家であると言えるし、戦争において最も暴力に晒される対象である一般市民を見捨てる国家でもある。

予め不安を取り除くことで、かえって不安を高めるのではなく、万が一 もちろん、それは起こってはならないことであることは、言うまでもない のさい、いかに社会がその被害を修復できるか、に心を配るべきである。

<sup>11</sup> むしろ、起こってしまった危害をいかにケアするか、ではなく、危害が起こした当事者のみに原因を還元し、その原因を社会から根絶しようとする暴力行為を国家に要請している。

### 第 III 部第二章

現存する過去の傷、修復のニーズにしっかりと応えていくことで、過去に対するケアを怠ってきた現在の世界を変革することによってのみ、わたしたちは、平和への遠い道のりに向かって一歩足を踏み出すことができるのだ。